

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部交通企画課・運転免許課
根拠法令等	道路交通法（昭和35年法律第105号） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
<p>【改正の概要】</p> <p>道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、自転車運転者講習に係る講習手数料を新設するとともに、道路交通法施行令の一部改正（3年ごとの見直し）に伴う手数料の額の改定</p> <p>【新設】</p> <p>自転車運転者講習の講習手数料 1,900円 （講習1時間につき）</p> <p>【改定】</p> <p>① 運転免許試験手数料 （+50円～-300円）</p> <p>② 検査手数料 （-150円～-300円）</p> <p>③ 審査手数料 （-100円）</p> <p>④ 免許証再交付手数料 （-100円）</p> <p>⑤ 技能検定員資格者証交付手数料 （-100円）</p> <p>⑥ 技能検定員審査手数料 （-50円～-150円）</p> <p>⑦ 教習指導員資格者証交付手数料 （-100円）</p> <p>⑧ 教習指導員審査手数料 （-50円～-100円）</p> <p>⑨ 再試験手数料 （+50円）</p> <p>⑩ 安全運転管理者等講習手数料 （+50円 講習1時間につき）</p> <p>⑪ 取消処分者講習 （-100円 講習1時間につき）</p> <p>⑫ 停止処分者講習 （-100円 講習1時間につき）</p> <p>⑬ 講習手数料（⑪及び⑫の講習を除く） （+300円～-300円）</p> <p>⑭ 通知手数料 （+50円）</p>	
施行日	平成27年4月1日。ただし、自転車運転者講習に係る改正規定は、平成27年6月1日。
<p>【その他参考事項】</p> <p>○自転車運転者講習の概要</p> <p>1 内容 信号無視等の道路交通法施行令（以下「施行令」という。）であらかじめ規定された危険な違反行為を一定期間に繰り返した自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならない。</p> <p>2 目的 悪質な自転車運転者に対し、安全運転の必要性等を認識させることにより、受講者が有する危険性を効果的に改善することを目的とする。</p> <p>3 対象者 施行令が施行される平成27年6月1日以降、3年以内に2回以上の交通違反を繰り返した自転車運転者が対象となる。</p> <p>4 講習時間 3時間（したがって、講習手数料は5,700円となる。）</p> <p>5 罰則 受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金を科す。</p>	